

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	基本協定書(案)	3	第1条	-	-	目的	公園施設に係る付属施設及び周辺施設を含むとなっていますが周辺施設は何をさしていますか？	例えば整備対象となる施設に近接する園路や休憩施設、植栽等が考えられます。
2	基本協定書(案)	3	第2条	-	-	当事者の義務	「審査委員会」の表記は「選定委員会」でしょうか？ 又は、新たに「審査委員会」が設置されるのでしょうか？	選定委員会の表記に基本協定書(案)を修正します。
3	基本協定書(案)	3	第2条	-	-	当事者の義務	「市及び審査委員会の要望事項または指摘事項を尊重する」とありますが、要求水準書の記載から逸脱しない範囲で、かつ事業費に影響を与えない範囲のものと理解してよろしいでしょうか。仮に事業費に影響を与えるような要望・指摘事項があった場合は、事業者の責めに帰すべき理由に基づく事項の場合は当該事項に対応するために発生する費用は市に負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には、入札金額の範囲内での要望事項及び指摘事項の尊重とお考えください。
4	基本協定書(案)	5	第6条	3	-	事業契約	4行目 「代表企業を除く構成企業又は協力企業につき次の各号・・」 となっていますが、代表企業を除く理由をご教示ください。	代表企業は入札手続きにおいて応募グループを代表する企業であり、本事業において重要な役割を担うと想定されるためです。
5	基本協定書(案)	5	第8条	2	-	事業契約の不調	「構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約書の締結に至らなかった場合は、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は全て構成企業が連帯して負担する」と記載しているが、協力企業の責めに帰すべき事由の場合は、協力企業が負担することも考えられるため、「構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約書の締結に至らなかった場合は、既に市及び構成企業又は協力企業が本事業の準備に関して支出した費用は全て構成企業及び協力企業が連帯して負担する」に変更していただけませんか？	基本協定書(案)を修正します。
6	基本協定書(案)	5	第8条	3	-	事業契約の不調	「構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約書の締結に至らなかったときであって、市による請求があった場合、構成企業は・・・違約金を市に支払う義務を連帯して負担する」と記載しているが、協力企業の責めに帰すべき事由の場合は、協力企業が負担することも考えられるため、「構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約書の締結に至らなかったときであって、市による請求があった場合、構成企業及び協力企業は・・・違約金を市に支払う義務を連帯して負担する」に変更していただけませんか？	No.5をご参照ください。
7	基本協定書(案)	5	第8条	3	-	事業契約の不調	入札参加者が優先交渉権者として選定された場合に貴市と締結する基本協定書について、構成企業が自己の請負または受託する業務以外で協力企業のリスクを負うのは構成企業にとっては、リスク過大であると存じますので、第8条第3項の「構成企業又は協力企業の帰すべき事由」から協力企業を削除していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
8	基本協定書(案)	5	第8条	3	-	事業契約の不調	入札参加者が優先交渉権者として選定された場合に貴市と締結する基本協定書について、構成企業が自己の帰負以外のリスクを負う可能性があり、リスク過大であるため、基本協定書における違約金は、帰責性を有する企業で連帯する建付けとして頂きますようお願い致します。	No.7をご参照ください。
9	基本協定書(案)	5	第8条	3	-	事業契約の不調	3行目 「合理的な理由」 事業仮契約書内にも出てきますが、具体的な事例があればご教示ください。(裁判での事例等？)	第8条第4項に記載しているのは「合理的な理由」ではなく「合理的な範囲」です。 「合理的な範囲」については、法律上の用語でいえば「相当因果関係の認められる範囲」という意味で、具体的な事例はありません。
10	基本協定書(案)	6	第10条	1	-	賠償金	本項の賠償金支払債務は、SPCではなく、第9条第1項各号に該当する構成企業又は協力企業に帰属するとの認識で相違ございませんでしょうか。	ご理解の通りです。
11	基本協定書(案)	6	第10条	1	-	賠償金	提案金額(税込)の10分の2に相当する額を賠償金として支払うとありますが、本事業については金額規模が大きなこともあり、現状の賠償金規模では、本事業への参画の障壁となることから、賠償金の割合を軽減していただくことをご検討いただけませんか？	公契約における談合という悪質な故意行為を防止するためのペナルティ的要素のある賠償金額の設定のため、提案額の10分の2は決して過大ではないと考えます。
12	基本協定書(案)	6	第10条	1	-	賠償金	賠償金が本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の2と他案件と比較し、高い設定となっておりますので、第8条(事業契約の不調)3項と同様に本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に変更いただけませんか？	No.11をご参照ください。
13	基本協定書(案)	7	第10条	2	-	賠償金	提案金額(税込)の10分の3に相当する額を賠償金として支払うとありますが、本事業については金額規模が大きなこともあり、現状の賠償金規模では、本事業への参画の障壁となることから、賠償金の割合を軽減していただくことをご検討いただけませんか？	特に悪質性の高い場合に対するペナルティ的要素のある賠償金額の設定のため、提案額の10分の3は決して過大ではないと考えます。
14	基本協定書(案)	7	第10条	2	-	賠償金	賠償金が本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の3と他案件と比較し、高い設定となっておりますので、第8条(事業契約の不調)3項と同様に本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に変更いただけませんか？	No.13をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
15	基本協定書(案)	7	第11条	1	-	有効期間	入札参加者が優先交渉権者として選定された場合に貴市と締結する基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金や賠償金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	原案の通りとします。
16	基本協定書(案)	7	第12条	2	-	秘密保持等	下から4行目(4)となっておりますが、おおきな「3」ではないでしょうか？ 下から3行目「情報3第1項」とありますが、誤変換ではないでしょうか？	基本協定書(案)を修正します。
17	事業仮契約書(案)	8	第2章	第8条	3	運営協議会	運営協議会開催に要する費用は各自の負担となっておりますが、各自とは市、事業者でしょうか？ 運営協議会参加者の負担はないとの理解でしょうか？	ご理解の通りです。
18	事業仮契約書(案)	8	第2章	第8条	5	運営協議会	運営協議会の運営準則を採択するとありますが、議決する機関はどこでしょうか？	岡崎市です。
19	事業仮契約書(案)	20	第3章	第36条	1	本公園の契約不適合	「その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求できない」とありますが、具体的な基準を示していただけませんか？	契約不適合の内容とその是正のための補修費用を勘案した総合的な判断となります。定量的な基準を示すことはできません。
20	事業仮契約書(案)	23	第4章	第42条	2	運営準備業務	業務要求水準書では、業務の期間 令和9年3月27日までとなっております。業務要求水準書の期間が正しいでしょうか。 別紙4についても同様。	令和5年6月9日公表の回答一覧(公募関係資料)№118をご参照ください。
21	事業仮契約書(案)	26	第5章	第51条	1	維持管理・運営業務に伴う近隣対策	法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するとありますが、どのような場合を想定されていますでしょうか。	本規定は、具体的な場合を想定するものではなく、業務実施に際しての一般的な遵守事項を定めるものです。
22	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	1	独立採算事業・施設	「施設使用料は事業者が市に支払う」とありますがいつの時点でいくらお支払いするのでしょうか？	使用料は、岡崎市都市公園条例に基づき算定されます。許可時の指示に従って納付してください。
23	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	1	独立採算事業・施設	第1項において「事業者が本指定に係る指定管理者として得た権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとする。」とありますが、ここで禁じているのは、独立採算事業を行う権利の譲渡又は転貸であって、独立採算施設の賃借権の譲渡又は転貸は禁じられていないとの認識で相違ございませんでしょうか。	ご理解の通りです。独立採算施設の賃借権及び転借権の設定や譲渡は、指定管理者として得た権利の処分には含まれません。
24	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	2	独立採算事業・施設	第2項において、独立採算施設を事業者又は市の承諾を得た第三者が所有することを求められていますが、独立採算施設所有者(貸借人)の賃借人が賃借権を譲渡又は転貸することは可能との認識で相違ございませんでしょうか。	ご理解の通りです。独立採算施設の設置が設置許可や管理許可による場合は、施設の利用方法や賃借権等の設定・譲渡は、当該許可に付せられた条件によることになります。
25	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	3	独立採算事業・施設	第5項において「市は、独立採算事業の一部又は全部の終了により市に損害が生じた場合、事業者に損害賠償請求を行うことができる。」とありますが、損害賠償を請求する事象として、具体的にどのような事象を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	一例として、事業者の原状回復が不十分で、市が追加の工事等を実施しなければならない場合が考えられます。
26	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	3	独立採算事業・施設	第5項において、原則として事業者が独立採算事業のために利用していた本公園部分を原状回復しなければならないと想料しますが、当該義務を免れるか否かの具体的な基準をご教示いただけますでしょうか。	独立採算施設の態様や内容によりませんが、例えば独立採算事業の施設を事業者等が居ぬきで使用することが想定される場合になります。現時点で具体的な基準を示すことはできません。原則として原状回復としてお考えください。
27	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	4	独立採算事業・施設	独立採算事業者が事業終了を希望する場合、代替企業で事業継続することもお認め頂けますでしょうか。	第60条第1項に示す通り、独立採算事業の実施者は構成企業と協力企業に限られますので、代替企業が構成企業又は協力企業であれば、市との協議によって、承諾を得られれば事業を承継することは可能です。
28	事業仮契約書(案)	29	第5章	第60条	5	独立採算事業・施設	独立採算事業の全部または一部を中止・終了しても、事業契約解除にならないという理解で宜しいでしょうか。	第60条第5項に従って独立採算事業の全部又は一部を終了した場合は、ご理解の通りです。
29	事業仮契約書(案)	30	第5章	第62条	1	第三者に及ぼした損害	「第三者(事業者の役員及び従業員を含む。)に損害が発生した時は…」となっております。 事業者の役員及び従業員は関係者になると思われませんが、第三者に規定した根拠をご教示ください。	ご指摘の通り、事業者の役員や従業員は事業者側に属する者ですので、括弧書きは削除することとします。
30	事業仮契約書(案)	31	第6章	第65条	1	維持管理・運営業務に係る対価の支払	支払方法説明書7ページ3支払手続(3)サービスマン購入料Bには、「毎月業務終了後7営業日以内に月別業務報告書を提出」とありますが「10営業日以内」ではないでしょうか？	令和5年6月12日公表の業務要求水準書、支払方法説明書の修正版をご参照ください。
31	事業仮契約書(案)	34	第7章	第68条	4	本指定の発効前の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	出来形部分には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	事業仮契約書(案)	34	第7章	第68条	5	本指定発効前の契約解除	第5項で、「買ひ受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本土及び既存施設を現状に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない」とありますが、第4項では、市が出来形部分を買ひ受けることと規定されています。 原則、市が買ひ受ける、との理解でよろしいでしょうか。また、買ひ受けない場合はどのような場合でしょうか。ご教示願います。	第4項は、「～その全部又は一部を買ひ受け、(中略)、対等額で相殺することができる」旨を記載するもので、市の選択として買ひ受けて相殺することができるものを規定するものです。買ひ受けない場合は、モニタリングの結果、業務要求水準書において求める水準を満たしていない事項が存在する場合です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
33	事業仮契約書(案)	36	第7章	第72条	4	本指定の発効後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	本指定の発効後の本指定の取り消された場合の違約金が、当該取消しの日が属する事業年度の業務履行に対して支払われるサービス購入料 B の合計額の 100 分の 15 とございますが、他の PFI 案件ではサービス対価の 10 分の 1 が多く、本件も同様にしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
34	事業仮契約書(案)	52	別紙3	-	-	対象施設	業務要求水準書 P301 に規定されている「公園管理事務所」は別紙 3「対象施設」に記載がございませんが、再整備する施設であり、「対象施設」との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通りです。事業仮契約書(案)を修正します。
35	事業仮契約書(案)	62	別紙10	1	(2)	請負業者賠償責任保険	設計・建設期間中の請負業者賠償責任保険について、保険契約者は、「事業者または建設企業、その他企業が各々付保」に変更いただけないでしょうか。	原案の通りとします。工事保険については、SPCからの元請け企業が保険加入しても問題ありません。
36	事業仮契約書(案)	67～69	別紙13	2	(1)(2)	不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	近年、自然災害(地震・豪雨等)による甚大な災害が発生しています。今年度より国土交通省では、災害復旧工事における受注者負担1%をゼロにする取組が施行されております。工事期間中、維持・運営期間中において、貴市においても、災害復旧工事が発生した場合、ゼロ負担となるでしょうか。ご教授下さい。	事業仮契約書(案)に記載の通りとします。